

プロジェクトチーム及びスタディグループの設置及び運営について（案）

令和 3 年 9 月 3 日
総合海洋政策本部 参与会議 座長

1. 趣旨・目的

海洋基本計画に記載された諸施策の中で、特に重要と考えられる施策について集中的に検討するため、参与会議にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

また、スタディグループ（以下「SG」という。）を設けて参与の参画を得つつ、計画に基づく施策について今後の方向性を含めて幅広く自由に意見交換を行う。

2. PT の構成員

- (1) PT は、座長が参与からの意見を聴取した上で指名した参与及びその他の有識者並びに関係行政機関を構成員とする。
- (2) PT には、関係行政機関の職員の積極的な参加を求めるものとする。
- (3) PT の運営及び取りまとめを担う主査は、当該 PT を構成する参与のうちから座長が指名する。
- (4) 主査は、参与から部分的に参加の申し出があった場合は、座長の了解を得て、構成員ではないものとして、参加を認めることができる。
- (5) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. PT の運営

- (1) PT の会議については、原則として非公開とする。
- (2) PT は、それぞれの審議結果を参与会議に報告するものとする。
- (3) PT における報告書等のとりまとめは、構成員間での協議を経て、主査が行う。
- (4) 前各項に定めるもののほか、PT の運営に関し必要な事項は、構成員である参与間で協議し、それぞれの主査が定めることとする。

4. SG の設置及び運営

- (1) SG の運営及び取りまとめを担う主査は、座長が参与からの意見を聴取した上で参与のうちから指名する。
- (2) SG には、主査となる参与以外の積極的な参加を求めるものとする。
- (3) SG は、それぞれの意見交換の結果を参与会議に報告するものとする。その他 SG の運営は PT に準じて行う。

参与会議におけるプロジェクトチームの構成員ではない参与の部分的な参加について（案）

令和 3 年 9 月 3 日
総合海洋政策本部参与会議座長

プロジェクトチーム及びスタディグループの設置及び運営について（案）の2.（4）については、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）の主査の判断で柔軟に運営を行うが、例えば、以下のような運営方法を参考としていただきたい。

- ① PT に部分的に参加する構成員ではない参与には、日程が決まり次第、案内する。
- ② PT に部分的に参加する構成員ではない参与は、会議で自由に意見を述べるができる。
- ③ 主査は、PT に部分的に参加する構成員ではない参与に、出席回以外の議事録や資料の全部又は一部について共有することができる。
- ④ 主査は、報告書等のとりまとめにあたり、PT に部分的に参加する構成員ではない参与に、参加した議論に関連する部分について、協議するものとする。それ以外の部分については、主査の判断による。